

# 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

|       |       |                           |   |      |              |
|-------|-------|---------------------------|---|------|--------------|
| 整理番号  | 284   | 重点募集テーマ<br>「デジタル化」の<br>該当 | × | 提案区分 | B 地方に対する規制緩和 |
| (管理番号 | 284 ) |                           |   | 提案分野 | 02_農業・農地     |

## 提案事項(事項名)

家畜以外の飼養動物に係る都道府県知事の防疫措置命令を可能とすること

## 提案団体

埼玉県

## 制度の所管・関係府省

農林水産省

## 求める措置の具体的内容

家畜伝染病予防法(以下「家伝法」という。)第5条第3項により検査を実施した家畜以外の飼養動物(高病原性鳥インフルエンザの場合であれば、飼養鳥)について、家畜伝染病のまん延防止のため必要がある時(隔離等の適切な飼養管理ができない、と家畜防疫員が判断した時)は、殺処分等防疫措置に係る命令を可能とする規定を新設すること。

## 具体的な支障事例

家伝法は、家畜の伝染性疾病的発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ることを目的としている。

同法第5条第3項では、「都道府県知事は、(中略)家畜以外の動物が第2条第1項の表の上欄に掲げる伝染性疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることが発見された場合において、当該伝染性疾病が当該動物から家畜に伝染するおそれがあると認めるときは、当該都道府県の職員に当該動物についての当該伝染性疾病的発生の状況等を把握するための検査を行わせることができる。」とされている。

この条文では、野生下・飼養下に関わらずすべての家畜以外の動物が同項の対象であるように解釈できる。しかし、現行の家伝法では、家きん以外の飼養下にある鳥類(以下「飼養鳥」という。)について、法に基づき検査が実施できるにも関わらず、その結果、感染が確認された場合の殺処分等防疫措置などの対応については規定されておらず、家畜に伝染するおそれがあると認める場合においても、必要な防疫措置が行えない。

なお、家きん以外の飼養鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応については、環境省により「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザの対応方針(以下「指針」という。)」として整理されているところである。

指針では、「「感染した飼養鳥」又は「感染疑い飼養鳥」の殺処分若しくは治療の判断は、隔離(留意事項3参照)が可能で十分な治療体制を確保できるか検討し、治療を行うことは感染拡大のリスクが否定できない行為であることを十分に理解した上で、担当獣医師の所見を踏まえ、展示施設の管理者が判断する。」とされている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和4年度に県内の動物園で高病原性鳥インフルエンザが確認された。

この事例では、高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された飼養鳥と同一エリアで飼育していた、家きん以外の鳥類についても、感染のおそれがあることから、動物園が自衛殺を実施したが、あくまでも管理者の判断に委ねられている。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により、伝染性疾病への感染が確認された飼養鳥についても、殺処分等が可能となり、家畜へのまん延をより実効的に防止できるようになるなど、行政の適正化につながる。

## 根拠法令等

家畜伝染病予防法第5条第3項、第16条、第17条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

さいたま市

—

## 各府省からの第1次回答

家畜伝染病予防法は畜産の振興のため、家畜伝染病のまん延防止に必要なやむを得ない措置として、家畜に限定して殺処分を求めている。

一方、動物園の飼養鳥等は、恒常的な出荷や素畜の導入等の流通は行われておらず、一般的には個体毎に管理されていると考えられるところ、その飼養形態を踏まえれば、動物園の飼養鳥等から家畜伝染病がまん延するおそれは低いと考えられることから、殺処分という財産権の制約を伴う措置を求める必要性が低いと考える。

また、家畜以外の動物が鳥インフルエンザ等の伝染性疾病にかかっていることが発見され当該疾病が家畜にまん延するおそれが高い場合や家畜以外の動物における鳥インフルエンザ等の伝染性疾病のまん延による当該病原体の拡散を防止する必要があるときは、同法に基づき、場所・モノ・車両等の消毒及び通行制限（第10条、第25条の2）、注射・投薬（第31条）等の防疫措置を行うことが可能であるため、殺処分を求めずとも、家畜以外の動物に起因する家畜伝染病のまん延は防ぐことが可能である。この点で、御提案の、「家畜に伝染するおそれがあると認める場合においても、必要な防疫措置が行えない。」は事実誤認である。

なお、ご提案のように、仮に飼養動物について、家畜防疫員の判断で殺処分可能との規定を新設するのであれば、所有者には、家畜伝染病の発生予防・まん延防止措置のため、同法に定める飼養の報告、飼養衛生管理基準遵守、患畜等の通報等が求められ、これらの指導等も必要と考えており、実効性の観点からも極めて困難である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「動物園の飼養鳥等から家畜伝染病がまん延するおそれは低い」とされる一方、動物園で飼養されている家さんは、家伝法による殺処分の対象となる。動物園で飼養されている家さんは、他の飼養鳥と飼養条件は同じであるにもかかわらず、このような対応の差が生じており不合理である。

動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針（以下「指針」という。）において、動物園での飼養状況として、「野鳥との接触を防ぐことが困難な飼養環境（野外の池等）」が想定されている。このような環境では、野鳥から動物園の飼養鳥等への感染のリスクは高いと考えられ、指針においても日頃から監視を求めている。

このため、家さんへ家畜伝染病がまん延するおそれは低いとは言えないと考える。

動物園の家畜以外の飼養鳥等で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合等において、飼養者（管理者）の自主的な判断に委ねるのではなく、都道府県がその施設のまん延防止対策の確認を行った上で、対策が不十分であった場合には殺処分等の実施を判断する必要があると考える。

ついては、その施設のまん延防止対策が適切に出来ていない場合は、家畜防疫員の判断で適切に防疫措置（必要に応じて殺処分）が行えるよう、家畜以外の飼養鳥等についても、家伝法に基づき必要な防疫措置が行えるように明記していただきたい。また、家伝法に基づく殺処分を規定することが難しい場合は、家畜以外の飼養鳥等の飼養者に対し、自主淘汰を要請することができるよう整理されたい。

なお、指針には、動物園等で飼育されている家さんについては家伝法に基づく対応が規定されているが、家さん以外の飼養鳥についてはその規定がない。上記防疫措置の明記とあわせて、指針の内容についても、環境省との調整を行っていただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

動物園等の飼養動物における一般的な飼養形態を踏まえれば、家畜伝染病が家畜にまん延するおそれは低いとしても、飼養形態によっては、まん延リスクがあるため、セーフティーネットとして、家畜以外の飼養動物に対する殺処分等の防疫措置命令を可能とすべきではないか。

家畜以外の飼養動物について、「場所・モノ・車両等の消毒及び通行制限」、「注射・投薬」等の防疫措置が可能であるため、「殺処分を求めずとも・家畜伝染病のまん延は防ぐことが可能」との点については、これらの防疫措置だけでは、家畜へのまん延を完全に防止することはできないのではないかと考える。

殺処分を可能とする規定を新設するとした場合に、殺処分以外の義務を課すことは「実効性の観点からも極めて困難である」との点については、家畜以外の飼養動物については、発症後の義務・権限に限り規定するなど、合理的な差異はあってもよいのではないかと考える。

## 各府省からの第2次回答

家畜伝染病予防法は、畜産の振興のため、家畜伝染病のまん延防止に必要なやむを得ない措置として、家畜に限定して殺処分を求めている。

動物園等の飼養鳥において高病原性鳥インフルエンザが発生した場合であっても、飼養羽数、飼養密度、飼養形態等を考慮すると、ウイルス増殖や畜産との接触機会の観点から、養鶏場へまん延するリスクの程度は低いと考えられる。

また、動物園等の飼養鳥は、経済以外の自然環境・動物保護、動物愛護、文化財保護、外交等の観点からも価値を考慮する必要があるが、家畜防疫員のみに殺処分の要否を判断する責任を負わせるのは、畜産の振興という法の目的を超えるものであり、適切ではないと考える。

さらに、「セーフティーネットとして、家畜以外の飼養動物に対する殺処分等の防疫措置命令を可能とすべきではないか。」との提案募集検討専門部会からの御指摘については、仮に家畜伝染病の発生が確認された際、家畜以外の飼養動物に対する殺処分を実施するまでの間には関係部局との調整等に時間を要することが想定されるところ、野鳥等の侵入防止対策といった発生予防を推進することがより効率的かつ効果的であり、殺処分以外のまん延防止策を迅速に講ずることで、家畜へのまん延するリスクは軽減できるものとする。

一方で、迅速な防疫措置を実施する観点から、動物園等の飼養鳥の所有者に対して、飼養状況、発生状況等を考慮し、自主的な殺処分を含めた防疫措置を要請できるような運用を検討したい。

## 令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

### 4【農林水産省】

（4）家畜伝染病予防法（昭26法166）

（ii）家畜以外の動物園等で飼養される鳥類に係る家畜伝染病のまん延防止については、都道府県知事が、当該鳥類の所有者に対して、殺処分を含めた自主的な防疫措置を講ずるよう要請をすることが可能であることを明確化し、都道府県に通知した。

[措置済み（令和6年10月31日付け農林水産省消費・安全局長通知）]